

厚生労働科学研究費補助金

健康科学総合研究事業

地方衛生研究所のあり方および 機能強化に関する研究

平成17年度 総括・分担研究報告書

平成18（2006）年3月

主任研究者 田 中 喜代史

目 次

I. 総括研究報告

地方衛生研究所のあり方および機能強化に関する研究 田中喜代史 1

II. 分担研究報告

1. 健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方に関する提言（案） 織田 肇 5
岡部 信彦

2. 保健所と地方衛生研究所の連携および今後の在り方に関する研究 金田麻里子 57

3. 地方衛生研究所の法的経済的評価に関する研究 青木 節子 66

4. 米国公衆衛生担当機関現地調査報告書 増田 和茂 70

5. 大英帝国 UK における健康危機管理体制現地調査報告 増田 和茂 79

I 総括研究報告

厚生労働科学研究費補助金（健康科学総合研究事業）

総括研究報告書

地方衛生研究所のあり方および機能強化に関する研究

主任研究者 田中 喜代史 財団法人 日本健康・栄養食品協会 専務理事

研究要旨

本研究は、近年、我が国において牛海綿状脳症（BSE）やSARSの疑似発生等により、国民の公衆衛生への関心が従来になく高まっている。このような健康危機事例に対する行政側の対応として保健所がまず対応するものとされている。しかしながら、大規模あるいは広域的に発生した場合は、保健所が管轄の地域に限定した対応をするだけでは効果的な対応をとることはきわめて困難である。このような場合、地方衛生研究所（以下地研という）が地域の科学的・技術的中核機関としての役割を担うこととされてきた。今後、このような事例に対する地研への役割は増大してくる。そのため現段階における地方衛生研究所の人員体制、機器設備、健康危機管理対応能力等の調査分析、保健所及び国立機関等との連携体制等についての調査検討を行うと共に、欧米諸国における同様の機関の現状及び求められている役割などの調査も行い、今後我が国に於いて求められる地方衛生研究所のあるべき姿についての研究を行い、公衆衛生のさらなる貢献に資することを目的とし、平成16年度を初年度として3年計画で進めている。

平成16年度には組織・人員などの地方衛生研究所（以下地研）の実態把握と密接な連携先である保健所からの期待される事項などについてのアンケート調査を行った。また、諸外国の感染症に関する法整備などについて文献調査なども行った。

本年度は、昨年度に実施した地研の実態調査の詳細な解析を行い、調査で得られた意見に基づき今後の地研のあり方に関するもののうち、1. 地研に係る法的整備について、2. 健康危機管理体制の整備、3. 調査研究機能の充実、4. 試験検査機能の充実、5. ブロック内での地研の連携についての検討を行い取りまとめた。

同じく、16年度に行った保健所に対するアンケート結果を基に、今後、地研が推し進めるべき事項として、1. 研修関連機能、2. 地方感染症情報センターの役割、3. 他機関（保健所等）との関連についての検討を進めた。その他重篤な感染症についての国際連携について国際法からの研究も行った。

又、アメリカ及びイギリスに於ける健康危機に対応する同様な機関についての実地調査も行った。

分担研究者

田中喜代史 財団法人 日本健康・栄養協会
専務理事
増田 和茂 財団法人 健康・体力づくり事業財団 常務理事
織田 肇 大阪府立公衆衛生研究所所長

金田麻里子 東京都健康安全センター 所長
岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
青木 節子 慶應大学 総合学部教授

A. 研究目的

本研究は、現段階における地方衛生研究所の人員体制、機器設備、健康危機管理対応能力等の調査分析、保健所及び国立機関等との連携体制等についての調査検討を行うと共に、欧米諸国における同様の機関の現状及び求められている役割などの調査を行い、今後我が国に於いて求められる地方衛生研究所のあるべき姿についての研究を行い、公衆衛生のさらなる貢献に資することである。

B. 研究方法

平成 16 年度に組織・人員などの地方衛生研究所（以下地研）の実態把握と密接な連携先である保健所からの期待される事項などについてのアンケート調査を行った。また、諸外国の感染症に関する法整備などについて文献調査なども行った。

本年度は、昨年度に実施した地研の実態調査の詳細な解析を行い、調査で得られた意見に基づき今後の地研のあり方に関して地研に係る法的整備について、健康危機管理体制の整備、調査研究機能の充実、試験検査機能の充実、ブロック内での研究所連携、国の機関との連携についての検討を行い取りまとめた。

同じく、16 年度に行った保健所に対するアンケート結果を基に今後地研が推し進める事業として研修関連機能について、地方感染症情報センターの役割について一とくに保健所の視点から、他機関（保健所等）との関連について検討を進めた。その他重篤な感染症についての国際連携について国際法からの文献による研究も行うと共にアメリカ、英国の健康危機に対応する関係機関についての実地調査を行った。

C. 研究結果

今後の地研のあり方に関するのなかで、今後必要な法的整備については地方公共団体が地研に備えるべき業務能力等の基準を明確に規定することで、新たに整備するのではなく地方公共団体がそれぞれの判断で整備・運営してきたものを基礎として強化するのが現実的であり妥当な方向であるとまとめられ

た。健康危機管理体制については緊急連絡網の整備や危機管理対策会議等の設置の他、健康危機管理要領を策定し平常時及び発生時に行うべきことを明確にしておくことの必要性などとともに、多様な健康危機に対応するため保健所をはじめ警察、消防、検疫所等との連携体制の構築などについて提言された。調査研究機能の充実や試験研究機能の充実、ブロック内や国の機関との連携などについての検討も行いそれぞれについての強化充実についての提言を取りまとめられた。今後地研が進める事項としての研修機能について従来研修関連事業は地研の付加的な業務と見なされていたが、専門的な研修が望まれており地研自身が研修機能の充実が自治体の健康危機管理機能の向上につながることを認識する必要性もあるとしている。感染症情報センターについては保健所のアンケート調査からも地研に設置されるされるのが望ましいことが解った。他機関（保健所等）との連携についてはお互いに「顔の見える関係」を作ることの重要性と人事異動、研修等による人的交流の促進が指摘されたが、一方で地研の専門性の阻害という問題もあり地研の専門性のあり方について他の分担研究と併せ検討する必要があることを指摘している。

国際連携に関する研究及び米国、英国の実態調査についての分担研究者からの報告は次年度のとりまとめの基礎的研究となるものである。

D. 考察

本研究は今後の地研のあり方を検討し期待される地研像についての提言を行い今後の公衆衛生の向上に寄与することである。そのためまず地研の実態を把握するために地研及び最も関連の深いとされている保健所からの意見を求め検討をすることにした。

今年は実態把握に基づき地研に係る法的位置づけや役割などの検討、保健所から求められていることなどの検討を行った。地研は長い歴史を持つものの法的には昭和 23 年の 3 局長、同 39 年の事務次官通知によりその設置の根拠となっているが明確な法的位置づけはないまま今日に至っている。そのため昨年の研究に於いても施設整備、人員配置などには設

置自治体間にばらつきがあることが明らかにされた。この問題は今後の健康危機管理のあり方を考える際に憂慮されるべき点の一つである。

今年の研究のうち法的位置づけについての検討過程において地研の設置主体である地方公共団体が備えるべき業務能力等の基準を法レベルで、明確にすることで、全く新たに規定し整備するのではなくこれまでのそれぞれの判断で整備・運営してきたものを基礎とし強化するのが現実的であるとの検討結果が報告されているが今後のあり方を示すに当たっての重要な方向性を示唆する提言と言えよう。また、主に保健所から見て地研のあり方として地研に蓄えられた専門的知見や情報を通した専門的研修が望まれていることが明らかにされているがこれは平成17年5月の厚生労働省における地域保健対策検討会中間報告にも専門家研修が地研の進める事項としても述べられている。

健康危機管理体制の整備にあたっては、地研の役割の検討から、また、保健所からの地研の役割の検討においても、保健所を始めとする警察、消防、家畜保健所、検疫所など他機関との連携体制の整備が指摘されておりそのためには平時から「顔の見える関係」の構築しておく重要性などが指摘された。

これらはいずれも本研究の課題である地方衛生研究所のあり方および機能強化に關係した重要な示唆であり、明年度の取りまとめにあたっての貴重な提言である。

E. 結論

本研究の目的である地方衛生研究所の今後のあり方について、その実態からの検討、今後予想される役割、緊密な連携先の保健所・国立研究機関・検疫所などの国の機関との連携などについての検討をすすめてきた。明年度にはこれまで行ってきた研究結果を取りまとめ地研のあり方についての提言を行いたい。

II 分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金（健康科学総合研究事業）

分担研究報告書

健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方に関する提言（案）

分担研究者 織田 肇 大阪府立公衆衛生研究所長

分担研究者 岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長

研究要旨：

本研究は、地域保健対策検討会がとりまとめた中間報告に示された健康危機管理対策において、地方衛生研究所（地研）の持つべき機能をさらに詳しく検討し、今後のあり方を提言することを目的として行った。

研究方法としては、16年度に調査した地研の業務実態データを解析したほか、その調査で得られた意見を基礎にしてあり方を検討し、以下のようにまとめた。

①地研の法的整備の必要性を試験検査等の面、地研と保健所との役割分担の面、および地方分権との関わりの面から述べ、②健康危機管理体制の整備については、緊急連絡網や危機管理対策会議、健康危機管理要領、検査法マニュアル、施設・設備、レファレンス機能や情報センター機能、他機関との連携体制、模擬訓練、人材育成等の必要性を述べ、③調査研究の充実については、調査研究機能の必要性、実施すべき調査研究の分野、調査研究の方向および今後強化すべき機能・要件等を、④試験検査の充実については、精度管理、施設設備の整備、人材の育成等の検査機能の強化、他の地研や国立研究機関との連携、並びに検査の現況と今後のあり方について微生物分野と理化学分野に分けて述べ、⑤広域的な連携については、地域ブロックセンターの設置やメーリングリストの整備、相互技術研修、試験検査の分担、レファレンスセンターの設置および連携のための協定などの必要性と、連携の推進のための要件を、さらに⑥国の機関との連携については、検疫所との連携、地方厚生局との連携とともに、国立試験研究機関との連携については機関別に今後のあり方を案としてまとめた。

また、各地研の主要備品の保有状況と地方独立行政法人制度に対する対応の現況についても調査した。

研究協力者

吉田 菊喜 仙台市衛生研究所 所長

鳥羽 和憲 横浜市衛生研究所 所長

今井 俊介 奈良県保健環境研究センター
所長

田中 智之 堺市衛生研究所 所長

荻野 武雄 広島市衛生研究所 所長

内田 幸憲 神戸検疫所 所長

A. 研究目的

昨今の健康危機は多様で高度な対応を要するものに変容しており、これに対し厚生労働省は地域保健対策検討会を組織し、平成17年5月に地域における危機管理体制のあり方について「中間報告」

をまとめている。この中で地方衛生研究所（以下、地研と略す）は、「保健所等の職員に対する専門研修の実施と従来の機能に加え新たに地域及び広域における健康危機管理の科学的・技術的中核としての機能」を持つものとされている。そのため本研究で

は、今後、地研が健康危機管理に対応するために持つべき機能等のあり方を検討し、提言案としてまとめることとした。

B. 研究方法

研究にあたっては、16年度に調査した地研の業務実態データを解析したほか、その調査で得られた意見を基にして、あり方を検討した。また新たに、主要備品の保有状況調査を行った。

あり方の検討にあたっては、①地研の法的整備、②健康危機管理体制の整備、③調査研究の充実、④試験検査の充実、⑤広域的な連携、および⑥国の機関との連携について検討した。なお、研修指導、情報の収集・解析・提供および保健所等自治体内機関との連携については、別途報告される。また、来年度は広く意見を求め、提言としてまとめる予定である。

C. 研究結果

健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方に関する提言（案）

昨今の健康危機は、O157、ノロウイルス、SARS、新型インフルエンザ等の食中毒や感染症、および健康食品事件や無許可の食品添加物や残留農薬の含まれた食品の流通などに代表されるように、多様で高度な対応を要するものに変化してきている。また、BCテロへの対応も新たな課題となっており、このような状況に対応するために、地域保健対策検討会は平成17年5月23日に中間報告をまとめ、地域における健康危機管理対策の項で、地研について次のように述べている。

○地方衛生研究所は、地域における健康危機管理に 対応する機関として、保健所等の職員に対する専門研修の実施という重要な役割を再確認するとともに、従来の機能（試験検査、調査研究、研修指導等）に加え、新たに、地域及び広域における健康危機管理の科学的・技術的中核としての機能を保持することが求められる。

○設置機器による検査対応可能性だけでなく、職員の実践能力も含んだ能力に関しても、格差が生じないようにしなくてはならない。住民の安心・安全をどの地域でも均等に確保するためには、健康危機に対して地方衛生研究所が発揮すべき機能について明らかにし、検査・精度管理能力や疫学調査能力等の水準を確保する必要がある。

○また、広域の感染症や重大な健康危機の事例に対応するためには、都道府県及び指定都市において必要とされる機能を明確化し、近隣の都道府県を中心に地区ブロック内において、平時から連携体制の構築を図るとともに、調整の中核となる地方衛生研究所を定めておくことが必要である。

○広域又は原因不明の感染症や新興・再興感染症に起因する重大な健康危機の事例に対応するためには、地方感染症情報センターの機能強化・拡大を図る必要がある。

○これらに対応するため、生物テロ等を含めた健康危機管理対策として、都道府県及び指定都市が持すべき調査研究機能、試験検査機能、研修指導機能、情報収集・解析機能について、疫学調査の実施や分析等、必要な機能のレベルについて明確化する必要がある。

このように地研は、従来の地域における保健衛生の科学的・技術的中核機関という位置づけから、地域および広域における健康危機管理の科学的・技術的中核の機能を持つべきとされている。

本提言はこれに沿った形で検討を行ったものであり、上記中間報告およびこの間の健康危機の変貌やそれを取り巻く環境並びに社会的状況の変化に対応して、今後、地研が健康危機管理に対応するために持つべき機能等についてあり方をまとめたものである。

なお、健康危機管理とは、健康被害発生時の対応のみならず、健康被害の予防のために行っている平常時の試験検査や調査研究も含んでいる。本提言では①地研の法的整備と②健康危機管理体制とともに、③調査研究、④試験検査について平常時とともに危機時について述べ、さらに、⑤広域的な連携と

⑥国の機関との連携についての提言をまとめた。

1. 地方衛生研究所に係る法的整備について

① 法的整備の趣旨

地研に係る法的整備の趣旨は、地方公共団体が備えるべき保健衛生に係る試験検査、調査研究などの業務能力の最低基準を、地域保健法の本文に明確に規定し、地研において当該業務を実施することを明らかにすることによって、現在、事実上地研を中心として実施されている当該業務の実施体制の整備を図り、これにより全国民に均しく保健衛生上の「安全・安心」を保障しようとするところにある。

② 検討課題

上述の意味での法的整備を国に対して要請するに当って、従前の経緯や今後の展望を総合すると、次のような課題について考察しておく必要がある。

イ) 基本的問い合わせー今、何故地研の法的整備が問題となるのか。

これまで地研は法的整備がなされないまま何十年も業務を実施してきたが、今、何故、法的整備が必要であるのか。

ロ) 地研と保健所との役割分担について

地研が担当すべきどのような業務が法的整備を必要としているのか。保健所との役割分担をどう考えなのか。

ハ) 地研に係る法的整備と地方分権との関わりについて

法律で地研の設置基準等を定めることにより、地研の基準を全国的に統一しようとすることと、地方分権の流れとの関わりはどのようなものか。

③ 考 察

イ) 地研に係る法的整備について

現状における地研についての法的整備状況を概観すると、地域保健法の規定に基づき制定された「指針」、「地方衛生研究所設置要綱」（事務次官通達）、地方公共団体の制定した地研設置条例などが挙げられる。

しかし、地研を取り巻く状況の変化とそれへの的

確な対応のためには、それらの措置のみで必要にして十分なものと言えるのか、という視点から、次のような事項について検討を加えた。

a. 試験検査に関する事項について

まず、地研が中心となって実施している保健衛生に係る試験検査に関する事項について検討する。

- ・試験検査の著しい高度化・多様化に伴い、地研には高度かつ広範な科学的・専門的知見が求められるようになるとともに、高規格の検査施設や高額の検査機器類の導入などが求められており、それに対する国による技術的・財政的支援などが法的に担保される必要性が高まっているものと思われる。

- ・この具体的な事例として、NBCテロへの対応方策の中に、地研が明確に組み込まれており、相応の役割を果たすことが予定されていることから、そのための体制整備を図る必要があるが、その根拠が必ずしも明らかでない。これを法令レベルで明確にする必要がある。特に、「安全・安心社会」の実現を政府の目標とし、それを脅かすもののひとつとして感染症が問題となる現状において、単にNBCテロによるもののみならず、ヒトとモノの膨大な交通・流通に伴い、発生する新型インフルエンザパンデミックなどさまざまな感染症の早期封じ込めや通常からの予防のための役割を果たす地研の法制化が要請されている。

- ・試験検査の著しい高度化・多様化と関連して、バイオセーフティやバイオセキュリティの必要性が、認識されるようになってきているが、それらの基本的な考え方や対処方針などについては、法令をもって統一的に定められるべきものである。バイオセーフティの強化については、日本もメンバーである化学・生物剤並びにその施設・設備・技術の輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ・ガイドラインの要請するところである。さらに、生物兵器禁止条約の第6回再検討会議（2006年）に向けての努力のひとつに、加盟国のバイオセーフティ強化があり、また、同条約第4条では、バイオセキュリティの徹底が要求されている。さらに、2004年の国連安全保障理事

会決議 1540 では、NBC 兵器の原材料が国連加盟国内部で非政府団体の手に渡らないように国内履行を強化する法的義務を各国に課している。そのような国際情勢に鑑みて、日本として、地研をその国内実施の中核である保健所の支援機関と位置付け、法整備を行う必要がある。

- ・高速大量交通ネットワークの整備に伴い、感染症に係る試験検査や調査研究などの実施に当たって、地研間の広域的な連携を強化する必要性が増大しているが、この連携を進める前提として、各地研の技術水準の規格化を図ることが不可欠だと思われる。その際、技術水準の規格化は法令をもって定められるべきものである。
- ・米国での状況：米国では 1999 年の大統領指令を受けて全国的なラボラトリーのネットワーク（Laboratory Response Network : LRN）が構築された。LRN は BC テロ、新興感染症、その他公衆衛生上の脅威や非常事態に対し、緊急に対応できるよう構築されたラボラトリーの統合的なネットワークである。生物学的な LRN は 3 レベルの構造となっている。また各州に対しての財政的な援助や国による研修がなされている。このような事業は日本でも健康危機管理のために参考になると考えられる。すなわち病院または臨床検査所、保健所などでの簡易な検査を 1 次、地研での高度な検査を 2 次、国の研究所での確定検査を 3 次と位置づけるなどし、それに検体搬送や情報連携も含めた有機的なネットワークを形成することは有意義であり、国の業務として運営すべきであると考えられる。またこのような観点にたって、ネットワークの構成者を法律的に位置づけることも必要である。

b. その他の業務について

地研においては、上述の試験検査以外に、調査研究、研修指導、公衆衛生に係る情報の収集・解析・提供などの業務を行っている。これらの業務も地方公共団体が備えるべき重要な機能であり、責務でもあることから、試験検査と一体的・総合的にその推進が図られるように、法令をもって定められるべきである。

口) 地研と保健所との役割分担について

地研が担当すべきどのような業務が法的整備を必要としているのか、保健所との役割分担をどう考えるのかが、重要な検討課題になる。

現行の地域保健法では、衛生に係る検査業務を保健所の業務と規定している。しかし、現状は、多くの都道府県で保健所と地研との役割分担のなかで、より現実的かつ妥当な対応が図られてきている。即ち、簡易で、結果を短時間で得る必要のあるような検査は、対人施策の総合的な直接窓口である保健所等で実施することによって、より迅速で機動的な対応ができるようにするとともに、より高度で精細な検査は、支援組織である地研に効果的・効率的に集約し、専門的な知見や技術と厳格な精度管理のもとで、正確かつ迅速に試験検査結果を保健所に提供することとしているのである。こうした業務の分担によって、地研の位置付けが明確になり、適時的確な情報提供を行うことが可能となって、保健所の判断の正統性をよりよく支持・支援することができることなっている。

今般の「地研の法的整備」は、このような現実を整理し、法的に明確化しようとするものにほかならない。

ハ) 地研に係る法的整備と地方分権との関わりについて

今般の地研に係る法的整備の目的は、既述のとおり、全国民に均しく保健衛生上の「安全・安心」を保障しようとするものであって、国の責任において法令レベルで措置すべきものである。しかし、そこで定められるべき基準等は、あくまで最低基準であって、地方公共団体の裁量で、その業務や機能をさらに拡充強化することを妨げるようなものとして規定・運用されることがないよう十分な配慮が必要である。

④ まとめー「地研の法的整備」の具体的方向について

今後必要な「地研の法的整備」は、地方公共団体が備えるべき保健衛生に係る試験検査・調査研究等の業務能力の基準を法レベルで明確に規定すること

である。

その際、全く新たにそれらを規定し、整備するのではなく、「地方衛生研究所設置要綱」を拠り所としながら各地方公共団体がそれぞれの判断で地研を整備・運営してきたものを基礎としつつ、現状ではまちまちな整備状況になっている地研を、統一的な基準に基づき再編強化する方向が最も現実的であり、妥当な方向であると考えられる。

保健所を中心とした、地方公共団体の保健衛生行政の拡充強化を図るという国的基本方針のもとで、地研の役割は保健所の業務、ひいては自治体の業務を科学技術的な側面から支援することであることを法的に明確に規定し、その役割にふさわしい業務能力が付与されるようにすることが、「地研の法的整備」の目指すべき方向であり、真の意義があるものと考えられる。

また、これまで述べたような方向での法的整備を実現するためには、各地方自治体の保健衛生行政担当部局と一体となった議論が不可欠である。そして、その論議の高まりのなかで、地研の位置付けが導き出されていくべきものであると考えられる。

注) 本報告は本研究班の青木節子分担研究者、その研究協力者である渡会理佳子氏の協力をうけ、地方衛生研究所全国協議会地研強化部会によってまとめられた。

2. 健康危機管理体制の整備

① 所内組織及び運営体制の整備

イ) 緊急連絡網

危機発生時に地研、保健所、本庁および関連機関で構成する電話等による連絡網を作成しておく。各地研内においても内部連絡網を作成し、24時間体制で迅速な対応を目指す。

ロ) 危機管理業務の所管組織

危機発生に際し、必要な調整を行う組織が必要である。この組織は、検査を担当する組織とは独立させ、所全体の企画調整、所外との連絡、情報ネットワークの運営管理を担当する組織があたることが適切である。

ハ) 危機管理対策会議

健康危機の発生の際に所長が開催する危機管理対策会議を予め設置しておく。本会議の事務局は上記危機管理所管組織が担当し、有事の際には、健康危機の規模・内容などからメンバー構成を判断して会議を開催する。この会議において、対応の方針、検査担当部門、連絡網、広報関係の担当などを決定する。

② 健康危機管理要領の策定

原因究明と検査を中心とする自治体内での地研の役割を果たすために、各地研は健康危機管理要領を所として作成しておく必要がある。その中には、関連機関との連携も含め、以下のような平常時に行うべきこと並びに健康危機発生時に行うべきことを定めておく必要がある。

イ) 平常時

調査研究、試験検査、情報収集・解析・提供、研修、関連機関との連携、感染症情報ネットワーク、地研間連携、国立試験研究機関（以下、国研と略す）との連携、模擬訓練、資材の備蓄・調達、応援体制、危機対応チェックリストの準備など

ロ) 緊急時

所内；対策会議、発生規模別対策、役割分担（管理担当、情報担当、検査担当、サンプリング担当、チェックリスト担当）、情報管理、情報発信など

連携；自治体内関連機関、他の地研、国研など

③ 検査マニュアルの整備

後述の試験検査機能の章に記載する化学物質、食中毒、感染症等の各検査項目については、公定法またはそれに準ずる方法のマニュアルを検査試料ごとに整備すべきである。その中で特に、健康危機発生のリスクが高いものについては、簡易検査キットなどを用いる迅速検査マニュアルも整備する必要がある。また、これらのマニュアルは公定法の更新や検査技術の進歩などに合わせた見直しが必要である。サンプリングマニュアル及び記録・報告様式も事前に準備しておくべきである。

④ 施設・設備の整備

危機発生に際しての検査対応を各地研で行えるよう、必要な分析機器を整備しておく必要があり、平常時の検査・研究業務での使用を通じて高度検査機能水準を維持するとともに、その機能が維持できるよう機器の更新も必要である。安全実験室については、全ての都道府県、指定都市で整備すべきであり、また一施設でも複数の室があることが望ましい。また、関連機関との連携を迅速に行えるよう、情報通信のインフラ整備も重要である。

⑤ レファレンス機能の整備

有事に中心的役割を持つ保健所に対し、地研は科学的・技術的支援を行う立場にあり、そのためには、原因究明に必要な高度検査技術、関連情報や知見の集積、及び各種標準品の整備等に努めるべきである。また、レファレンス機能を果たすために必要な標準品の備蓄に関しては、他の地研や国研と分担して行うことが有効であり、有事に際し保健所等からの提供依頼に対し、必要な量を迅速かつ安全に搬送する方法を決めておくことも必要である。

⑥ 情報センター機能の整備

平時より国内外の健康被害に関する情報を収集整理し、保健所や本庁等の関連機関はもとより市民へも情報提供を行う、いわゆる健康危機に関する情報センターとして機能すべきである。さらに、自治体内の保健所や本庁を始め他の地研、国研でネットワークを構築し、各々が保有するデータベースの共有化を図るとともに、平常時より情報交換を密に行うことにより、原因不明の健康被害の発生に際しても効果的に機能する連携基盤を構築しておくことが必要である

用意すべき情報としては、感染症に関する各種情報や治療方法等のほか、化学物質については中毒情報センターが提供する情報を参考にしながら、既に地研間で共有している危機事例、判別方法などのデータベースや安全性情報、及び分析のための標準品の有無等の情報を含むべきである。

⑦ 他機関との連携体制の整備

各自治体では感染症、食中毒、飲料水、医薬品、有毒化学物質などによる健康危機、およびテロに対応する危機管理要領が準備されており、これらの要領に記載されている地研の最も重要な役割は迅速な原因物質の分析・特定となっている。これを効果的に行うため保健所を始め警察（科捜研）、消防、家畜保健所、検疫所などとの連携を、初動時から事後に至るまで、詳細に定めておくとともに、平常時から情報交換等で連携基盤をつくっておく必要がある。

また、自治体内では解決できない事例に備え、検査依頼を行えるようなブロック内の連携体制を確立しておく必要がある。このためには後述するような自治体間での協定の締結が有効である。

⑧ 模擬訓練の実施

病原微生物、化学物質、および原因不明の健康危機発生に関する模擬訓練モデルを作成し、これによる模擬訓練を年1回程度行う必要がある。模擬訓練モデルには、関連機関との連携、情報ネットワークの活用、データベースの活用を盛り込んでおく。また、NBCテロに対する模擬訓練も本庁等と連携して行う必要がある。

⑨ 人材育成

地研は、地域における健康危機管理に対応する機関として、保健所等の職員に対する検査技術研修や講演会・講習会の実施など、専門研修の実施を行う。同時に、地研は原因究明と確定診断を役割としており、これを果たすには専門知識に基づく的確な判断が不可欠である。そのためには、職員自身の資質向上が重要であり、各種訓練と研修等必要な知識と技術を確保する制度の整備、並びに職員の適切な配置を行うべきである。

⑩ 危機管理体制の評価

平常時から危機管理体制が万全かどうかを評価しておくことが必要である。このためにはチェックリスト*を活用することが有効である。また、危機発

生時にも詳細な記録をつけるとともに、業務に漏れがないかをチェックする。さらに事後に事例に関する一連の報告書を作成するとともに、緊急体制や検査法等の対応の評価、課題の抽出、改善のための必要事項の洗い出し等を行うことが必要である。さらに、自治体内の関連機関および他の地研等に情報提供を行い、必要な助言を受けるとともに共有化することにより、今後の健康危機対応への支援や対応方法の改善に活用すべきである。

* ; 平成 15 年度厚生科学研究分担報告書、健康危機管理事例のデータベース化とその利用に関する研究
(分担研究者、織田肇)

3. 調査研究機能の充実

① 調査研究業務の必要性

調査研究業務は、地域における保健衛生行政の科学的・技術的中核機関として位置付けられている地研にとって、健康危機の予防・予見および健康被害発生時における迅速な原因究明と蔓延防止のために不可欠な業務である。

健康危機のリスクに応じて警告を発信し、また実際に健康危機が発生した場合に即座に対処するためには、日常の調査研究業務によって培われた総合力が必須である。

これまでに地研が健康危機管理において顕著な貢献をした例は多数あり、今後とも以下の②実施すべき調査研究の分野、③実施すべき調査研究の方向を参考に調査研究を推進していくべきである。

② 実施すべき調査研究の分野

平成 16 年度厚生労働科学研究の分担研究「地方衛生研究所における業務体制実態調査」の結果では、微生物分野および理化学分野の調査研究で、地研 75 機関のうちで 15 機関以上が実施している調査研究項目は以下の 28 項目である。地研の設置型が都道府県か、指定都市か、又は中核市等かによって実施率は若干異なっているが、これらの調査研究分野は多くの機関が実施しており、地域での日常生活に密着した健康危機管理に係るテーマとして、今後とも継続して取り組むべきである。

イ) 微生物分野

ウイルス・菌感染症、食品微生物、感染症動向調査、リケッチャ、原虫、衛生害虫、寄生虫、カビ。

ロ) 理化学分野

食品添加物、食品残留農薬、食品汚染物質、遺伝子組換食品、アレルギー食品、自然毒、医薬品等、健康食品、上水、住居衛生、家庭用品、環境水、内分泌かく乱物質、水質汚染物質、下水、温泉、放射線。

ハ) その他の分野

衛生統計解析、生活習慣病。

③ 実施すべき調査研究の方向

地研が行う調査研究は試験検査と相互補完の関係にある。すなわち、行政上必要な試験検査業務を適切に行うには、日常的な調査研究への取り組みが必要であり、逆に試験検査結果から生ずる問題点の解明が、調査研究の課題に繋がっている。

また、健康危機の予防的・予見的な視点からの高いレベルの調査研究が求められており、優れた知識・技術水準を得るために、先進的な機関との共同調査・共同研究を含めた調査研究を推進する必要がある。

イ) 試験検査技術の向上のための調査研究

地研の主要業務として、行政検査や外部からの依頼検査などの試験検査業務がある。近年の試験検査業務は、高度化・多様化とともに、新たな技術の導入など目覚しい進歩が見られ、単に既存の試験検査のみを実施するだけでは、新たな行政需要に対応できない状況にある。また、以前にも増して試験検査結果の迅速な還元が要求され、さらには蓄積されたデータから異常値の検出や数値の変動などのトレンド解析により、健康危機発生の予測を行うことも求められている。したがって、迅速で精度の高い検査技術の開発と応用が常に要求され、こうした試験検査業務を的確に遂行するには、日常的な調査研究の裏付けがあつて初めて可能となる。

以上の観点から、試験検査に関連して、次のような調査研究を行う必要がある。

a. 試験検査の精度アップと迅速化

健康危機に的確に対応していくためには、病原微

生物の確定診断や化学物質の特定のための高精度で迅速、かつ実用的な検査技術開発を進めていく必要がある。これらの技術開発には、遺伝子診断技術や高度機器分析技術など、科学技術の進歩や国の施策の動向をふまえた先端技術の整備が重要である。また、健康危機の予測と発生時の原因究明に役立つ医学マーカーの開発も重要である。

b. 同時多成分分析法の開発

理化学分野の検査では、平成18年5月29日時点で、食品のポジティブリスト制度に係る残留農薬等799項目、および水道水の農薬類では101項目という多項目が規定されている。法改正により、これらの項目数は年々増加する傾向にあるが、人員増や機器の購入が困難な現状にあっては、高い信頼性とともにより効率的な同時多成分分析法の開発が必要である。

微生物分野においても、集団発生時の多数検体の処理に加えて、複数病原体の検出、同定等を短時間のうちにを行うなど、多病原体の同時検出技術の必要性が高まっている。

c. 精度管理・研修指導

既に導入されている食品検査の信頼性確保(GLP)に続き、水質検査にもGLPが導入される方向が示されており、検査精度の確保が、国内的にも国際的にも厳しく要求されている。地研は、自らの精度管理は勿論のこと、自治体内の保健所等地域保健関係職員の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導、衛生に関する試験検査機関に対する技術的指導を行う役割を担っており、それに必要な総合的な知識と技術の確保や調査研究を行う必要がある。

d. 安全性の確保

地研が日常的に行っている試験検査業務には、健康被害を直接的に発生させるものやそのリスクが高いものが多数含まれており、特に危機発生時においては危険物を含む可能性が高い検体を扱うことが想定される。職員や研究所、あるいは近隣・周辺の安全性を確保するための検体処理法や検査法の開発も重要な研究課題である。

ロ) 検査結果の解析から生じる調査研究課題

日常の行政検査や依頼検査において、既存のデータと異なる結果が出ることや、通説に反する結果が出ることがあり、これらの原因を究明することにより、重要な健康危機連携情報を得る場合が少くない。地研は、地域に基盤を持つ保健所と連携しており、継続的に地域の検査材料や菌株が持ち込まれるなどの特徴を持つ試験研究機関であることから、次のような調査研究を行う必要がある。

a. 食中毒や感染症の原因解明

病原性大腸菌、ノロウイルスなど病原微生物には遺伝子多型を持つものが非常に多いため、確定診断には多数の菌株を保有しておく必要があり、かつ診断技術も多岐にわたっている。地研としては微生物の迅速で正確な検査を行えれば検査機関としての一定の役割は果たせるが、予防や蔓延防止および汚染源の確定などの観点からは、病原微生物の微生物学的な把握や毒性発現機構など、食中毒や感染症における未解明な課題に取り組むことが重要である。

b. 公衆衛生上の地域特性課題への取り組み

地域に密着した地域の健康危機課題への取り組みは、地方自治体の地研にとって最も基本的で重要な業務である。地域特性の課題は日常の行政検査から派生することが多く、地研では、常日頃より保健所と連携して地域特性課題の検討を行うとともに、本庁、保健所、地研で構成する検討協議会等で、課題の選定、成果報告、事業評価などを行い、地域特性課題の発掘と解決に積極的に取り組む必要がある。

上記のイ)、ロ) のように、試験検査業務と調査研究業務は相互補完的であると言え、両者は表裏一体の関係にある。

ハ) 予防的・予見的な視点からの調査研究

健康危機の予防や警告を行うことができれば被害の未然防止が可能となり、また被害が発生した場合でも、蔓延を防止し被害者数を減少させることなど被害の程度を抑えることができる。

地研で得られる検査データは、異常を感知するためのバックグラウンドレベルを表すものとして蓄積

されている。それらの蓄積された試験検査データは、異常値の検出や数値の変動などのトレンド解析により健康危機発生の予測に繋がっている。また、通常行う検査項目の中には、頻繁に健康被害を発生させるものや、そのリスクが高いものが多数含まれており、特にこれらの項目に関しては、迅速で精度の高い検査技術の開発が要求される。

以上の観点から、試験検査に関連して、次のような調査研究を行う必要があり、これらは健康危機の予防的観点から重要と考えられる。

a. 病原微生物野生株の分離と保存

病原微生物は遺伝子変異を繰り返し出現していく。野生株を分離保存し経時的に分析する研究は新型インフルエンザ対策をはじめ、感染症の健康危機管理上重要である。近年、臨床微生物分野においては迅速・簡便な検査法の開発応用が追及され、遺伝子診断などの普及が著しく、病原体の分離保存は行われない傾向にある。地研で行われている野生株の分離・分析は、今後出現が予想される病原微生物対策上、重要かつ貴重なデータを提供すると考えられる。なお、分離保存株は、バイオセーフティ一面から安全に管理するとともにバイオセキュリティー面からも厳格に保管する必要がある。

b. 病原微生物抗体保有率の把握

感染症に罹りやすいかどうかは、宿主の病原微生物に対する抗体価と密接に関係しており、抗体価が非常に低い場合や、長期的な傾向として抗体価が漸減しているような場合は、集団感染の危険性が高くなる。その裏付けとなる血清疫学研究は感染症対策における重要な基礎データであり、地研としても本庁や保健所と連携し、地域の抗体保有状況を把握するシステムを構築することが必要である。

c. 化学物質汚染の監視

化学物質による汚染に関して、農産物や輸入食品を含む食品全般、室内空気や飲料水、さらにヒトを含む動植物を対象にした監視を行い、それぞれの安全性を確保する必要がある。これらの監視は、健康危機発生リスクの高い化学物質を主な対象として行うべきであり、健康危機の発生が予測できるようなマーカーの開発も重要である。

d. 未規制化学物質の汚染実態、環境動態の把握
生体影響や汚染実態が明らかにされていない未規制化学物質についても、健康危機のリスクが高いと思われるものについては積極的に取り組んでいく必要がある。地研はフィールドを持つ保健所と試験検査業務において密に連携しており、それを活用することにより、この分野の調査研究を効果的に実施できる。なお、これらの取り組みについては、環境部門との連携を図り、より効率的に進めていくことが望ましい。

二) 共同調査・共同研究

地研は、地域の保健衛生行政のための科学的・技術的中核機関として、共通の目的のもとに全国に設置されている。この地研ネットワークを利用した共同調査や共同研究は、全国もしくは広域での共通の課題解決に有効である。同時に、共同することは職員相互の知識・技術水準の向上にも役立つ。また、地元大学との共同研究は、人材育成を含め地域特性課題の解決に有効な手段である。同様に、国の機関との共同研究は、広域的な課題解決のほか、優れた知識・技術を取得するために有効である。

こうしたことから、次のような共同調査・共同研究を推進すべきである。

a. 全国レベルの調査研究への参加

近年、全国規模での感染症の流行や化学物質汚染問題が度々発生し、広域的な対応の必要度が増している。また、海外旅行者の増加などで国際交流が進むことにより、海外での感染症や化学物質汚染にも留意が必要となってきている。この対応は国研等を中心に行なわれており、広域連携が可能な地研はこれに積極的に参加すべきである。

b. 健康危機事例と専門情報の収集・解析・提供

過去の健康危機への対応において、地研が主要な役割を果たした例および貴重な経験をした例は数多い。それらの事例の概要、解決方法、教訓などの情報をデータベース化し、関係者が閲覧できる事例集を地方衛生研究所全国協議会で作成し、大阪府立公衆衛生研究所ホームページ上で公開している。今後、データベースを充実させることは同種の健康危機発生に際し強力な支援となるとともに、研究課題の発

掘、解決法へのヒントにもなる。

c. 地研および国研との共同研究

国研はもとより、地研には各分野で多数のエキスパートが活躍している。これらのエキスパートと共同研究を行うことは、先端的な技術や知識を取得できるほか、広域連携等に有効な人的ネットワークも形成でき、健康危機対応に大きく役立つとともに、共同研究後も継続的な情報交換が行え、水準の向上に繋がる。

d. 大学等の基礎研究への協力・支援・共同研究

大学では水準の高い基礎研究が行われており、一方、地研では保健所との連携等によるフィールド基盤をもった検査試料や分離菌株などを多数保有するなどの特長を持っている。この両者が共同研究を行うことは、大学側には多様な試料とフィールドを提供でき、地研側には知識と技術の水準向上が図れるなど有用である。特に地元大学との共同研究においては、地域特性課題の解決にも繋がることから積極的に推進すべきである。

④ 今後強化すべき機能および要件

以上述べてきたように、調査研究は地研にとって重要な業務として位置付けられるが、それを実施するための環境条件や予算などに問題点を抱えている機関が多い。今後、以下のような機能や要件を整える必要がある。

イ) 調査研究の活性化

調査研究の重要性を各職員に再認識させるとともに、上記の②実施すべき調査研究の分野を参考に調査研究を実施し、成果のまとめ→口頭発表→論文または報告書の作成→評価→次の調査研究へと展開、という「調査研究のサイクル」を繰り返す習慣を所内で定着させ、調査研究の活性化を図るべきである。

ロ) 機器・設備の整備

新しい機器・設備の整備は、調査研究を遂行していく上で、欠かすことができない。しかし、国、地方の財政事情から必ずしも充分に行われていない。主管部局等自治体内部への積極的な説明・働き掛けは勿論のこと、外部資金の導入や機器設備の他機関との相互利用などの工夫が必要である。

ハ) 人材の育成

健康危機に的確に対応していくためには、病原微生物の確定診断や化学物質の特定のための、高精度の検査技術や迅速な検査技術の実用的な開発を進めていく必要がある。これらの技術開発には、遺伝子診断技術や高度機器分析技術など、先端技術の導入が重要となるので、上記の機器・設備の整備とともに、その基本技術取得のための人材の育成も重要である。また、これらの技術研修に加え、疫学分野に関する人材育成も重要であり、研究会、セミナーへの参加などにより知識、能力のレベルアップを図るべきである。

二) 調査研究費の確保

各自治体の研究予算要求では、所の専門職も予算担当者への説明に積極的に参加し予算獲得に努める。さらに、国の科学研究費補助金（厚生労働省、環境省、文部科学省）や民間等の研究補助金へも積極的に応募し、研究費の確保に努めるべきである。

木) 調査研究を評価する機能

調査研究の評価に関しては、管理職による所内評価機能に加え、各分野を代表する外部有識者による評価も含む評価制度を整備し、定期的で計画的な研究評価を行い、その結果を次の調査研究へと活かしていくべきである。評価方法としては、研究計画に対し行政ニーズや公衆衛生学的意義などの研究の必要性、計画の妥当性や学術性などの研究の水準などを評価し、研究成果に対しては、新たな知見が得られたか、成果の活用や行政施策への反映などについての評価が必要である。長期研究については、事前評価、中間評価、事後評価を行うことが望ましい。

ヘ) 共同調査・共同研究

共同調査や共同研究の実施が知識や技術水準向上のために非常に重要であることは前述したが、実施しやすい環境づくりが要件となる。地研や国研との共同調査・共同研究では、同じ専門分野のメンバー構成が多いことから共同体制を組みやすいが、学際的な連携が必要な場合でも、所内の他部門との共同体制はもとより、民間、大学、国研等との連携体制もとれるような積極的な職場雰囲気づくりが必要である。

ト) 調査研究業績の公表と広報活動

地研の調査研究業務を円滑に推し進めていくためには地域住民や関係機関の理解を得ることが極めて重要であり、以下のような取り組みが大切である。主要な実績をインターネット等で関係課・関係機関に配信しPRに努める、ホームページで県民・市民に紹介する、研究発表会を開催し、実績を関係者に伝える、学会等で発表する、などの活動を積極的に行うべきである。

4. 試験検査機能の充実

① 試験検査機能の充実とその連携

原因不明の感染症や新興・再興感染症、食中毒並びに医薬品、毒物劇物、飲料水などの化学物質から生じる健康被害や化学兵器、生物兵器等によるNBCテロなどによる健康被害の未然防止及び発生した際の拡大防止のための適切な対応には、平常時から正確な情報の収集とその共有化並びに迅速かつ的確に発生原因が究明できる検査機能の整備が必要である。さらに、保健所はもとより、広域被害や希少感染症等に対しては、地域ブロック内地研の連携、又は国研との緊密な連絡体制の確保が重要である。

そのため、地研でも健康危機管理の一環として、健康被害の発生の事態に備えて、迅速な対応を可能とするため業務の充実と連携の強化を図ることが重要である。それには、機能的、効果的な取組みが的確に講じることができるよう、職員、周辺住民の安全確保を保証するための安全実験室の設置、必要な検査機器や機材・検査試薬の確保と備蓄、地域ブロック内での検査分担の事前調整及び必要な人材の確保と育成・研修、さらに、保健所、国研及び検疫所等の関連機関との連携や情報の共有化などの体制を確立する必要がある。

以上の点から、業務の充実と連携の強化の具体策を以下に述べる。

イ) 平常時における検査体制の整備

a. 検査体制の強化

検査マニュアルとしては、公定法、国の指針など或は既に地研と国研との間で共同作製がなされている検査マニュアルを標準方法として活用する。また、

迅速かつ適切な検査が行えるよう、健康危機発生時に向け、24時間対応できる緊急連絡網や検査体制の整備を構築する。併せて、定期的に対処訓練を実施し、職員の資質の向上に努める。

b. 精度管理の強化

検査の精度管理の充実を図るため、食品検査で適応されているGLPを規制対象外の分野の検査にも応用し、設備、機器類などの定期的な点検や精度管理能力の向上に努める。一方、GLPの充実を計るために、信頼性確保部門の強化に努める。

c. 消耗品等の調達

検査試薬、機材、用具、サンプリングに必要な機材などを確保できる体制に努める。また、必要物品の一定量の備蓄に努め、使用期限内で更新するように努める。

d. 設備、機器等の整備

SARSや新型インフルエンザなどの感染症およびバイオテロやケミカルテロへの対応には、安全検査室や専門的機器類の整備が不可欠である。その整備状況は、昨年度の本研究班での調査では、ケミカルハザード対応施設・設備が約50%、P3施設・設備が83%の地研で保有となっている。すなわち、安全実験室未整備の地研も多く、国の支援などを得て早急な整備が必要と考えられる。また、新型インフルエンザ検査の実施には、シーケンサーの整備が必要である。その保有状況は、都道府県76%、政令指定都市92%、中核市等25%となっている。健康危機管理の観点から、整備に向けて国の支援などが必要と考えられる。

平成17年12月現在の備品保有状況を表1及び図1に示した。

ロ) 緊急時の検査

事件の規模、内容に応じて所内対応方針、担当を決定する。検査が迅速に実施されるよう、必要に応じ他部門からも応援する。なお、検査精度管理は重要であるので、特にこの点に留意し、必要に応じ再検査を行う。

また、感染の規模、拡大速度によっては、地域ブロック内における複数地研の応援体制や広域的な検査協力を求める。

ハ) 情報収集の強化

社会環境等の変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある健康危機に関連した情報収集等を積極的に行う。また、その予知・流行予測やリスク評価を踏まえた検査の整備に努める。この強化のために、保健所、教育委員会などの行政機関、感染症情報センター、地域ブロック、さらに、地研並びに国研や関連する関係機関と緊密な連絡網を確保し、的確な情報の収集、提供及び共有化を実施する。特に保健所との連携体制は重要で、相互の連絡協議会を設けるなど一層強固なものにすることが重要である。

二) 人材の育成・研修

広域且つ重大な健康危機や NBC テロなどに迅速な対応が出来るよう、平常時から各検査分野について複数職員の育成に努め、検査レベルの向上を図る。そのため、地研、国研、大学などの関係機関で開催される講演会や長期・短期の技能研修に参加する。

ホ) 病原微生物、毒物の管理体制

病原微生物について地研間の情報交換は意義あることであるが、微生物株の相互の譲渡等は、危険度に応じて慎重に対応もしくは禁止する措置が必要と考える。第 23 回厚生科学審議会感染症部会では、感染症法の改正を視野に入れた病原微生物の管理体制（案）が策定されている。各地研での所持等禁止の 6 ウィルスからなるカテゴリー（A）、所持等の許可、しかし譲渡および譲受の禁止のカテゴリー（B）のほか、カテゴリー（C）、カテゴリー（D）の 4 つのカテゴリーに分類されている。今後、これらの運用について検討する。

毒物等に関しては、その使用・保管・廃棄について「毒物及び劇物取締法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等で詳細に規定されている。地研間の標準物質等の譲渡等にあたっては、これらの法に則して保管、管理等を適切に行う必要がある。

ヘ) 健康危機事例への積極的疫学調査の導入

感染症や化学物質などによる健康被害は、被害の拡大とまん延を伴う可能性が極めて高い。健康危機管理の上では、原因物質の同定と被害経路の把握を

迅速かつ的確に解明することが最優先課題である。

原因究明には、地研が中心的な調査機関として積極的に活動する。しかし、人的要因や施設的制限などで対応出来ない場合は、ブロック内地研と緊密な連携や検査分担を行うほか、国研、科学捜査研究所などの機関と連携をとり原因究明に努める。

一方、健康被害の実態把握や原因究明には、現地での積極的な実地疫学調査が重要で、保健所との協力体制のもと地研もその一翼を担うことが望まれる。そのための疫学調査の専門的な研究を行っている国の機関に必要な調査を実施するための派遣や協力を求める。

さらに、疫学調査専門家養成コース（FETP）有資格者との協働のため、地域ブロック内での FETP 派遣に関する相互協定の締結、また、FETP による研修会等による各地研での実地疫学調査のための人材育成を進めることが望まれる。

ト) 地研間での連携

a. 検査の分担

健康危機に対応するため、地域ブロック内で検査実施状況を相互に把握した上で、地域ブロック内の検査分担を設け、日頃から緊密な連携のもと検査協力体制を確立・維持する。一方、定期的な学会、研究会などの様々な機会で相互の連携を深め、最新の検査情報などの提供、収集を行い、健康危機に対応できる検査技能の向上にも努める。

b. 協力のための協定の締結

大規模被害発生時の連携には、健康危機による被害の拡大を最小限にするため、職員の派遣要請や検査依頼体制を確立する。地域ブロック内では、日頃から円滑な連携を図り、平常時においても、指導・助言を得られるような連絡調整に努める。このためには自治体間の協定を結んでおく必要がある。

c. レファレンスセンターの設置

検査の均一性と精度管理を行うため、レファレンスセンターを地域ブロック内に設け、検査成績の共有化や微生物分野では標準株の保存や、現存する衛生微生物協議会のレファレンスセンター機能の拡充を図り、理化学分野では標準物質の保存と提供などを行う。これらの管理運営については、多額の経費

も想定されるため、国の支援などが必要と考えられる。なお、理化学分野の標準物質等の保管・管理・提供にあたっては、「毒物及び劇物取締法」等の関係法規に抵触しないよう、十分な検討が必要である。

チ) 国研との連携

国研と健康危機に関する情報の共有化を図る一方、国研に対して、地研で検査の頻度が少なく且つ検査技術を持たない検査を依頼するシステムの確立や、国研が実施する研修に参加することが望まれる。

さらに、広域に亘る健康危機の場合、或いは重大な健康危機が発生した場合に備え、地研と国研で構成する健康危機管理委員会（仮称）を組織して対応することを検討する必要がある。

また地研と国研の連携強化には、両者間の人材交流も有効と思われる。

② 検査の状況

イ) 微生物分野

a. 検査のブロック別状況(平成 16 年度アンケートデータ都道府県・政令指定都市での解析)

平成 16 年度に実施した検査状況の実態調査に基づき、都道府県と政令指定都市の地研を対象に解析し、各地域ブロックの検査実施状況を感染症別（検査項目別）に示した（表 2）。A は、ブロック内地研の中で 0 または 1 機関のみが検査不可能、C は、ブロック内地研の中で 0 または 1 機関のみが検査可能、B はそれらの中間とした。

i 一類感染症の検査

- ・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱検査は、全ての地域ブロックで検査が不可能（検査状況 C）なため、国立感染症研究所（国感研）へ依頼する。
- ・痘そうは、関東・甲・信・静地区のみ地域ブロック内連携が可能で、他のブロックは国感研へ検査を依頼する。
- ・ペスト検査は、全ての地域ブロック内で連携により検査が可能である。
- ・SARS 検査は、全ての地域ブロック内で連携により検査が可能である。検査ができない 3 地研では、高度安全実験室（BSL 3 施設）の整備が必要である。

る。

ii 二類感染症の検査

ジフテリア検査は、全ての地域ブロック内で連携により検査が可能である。また、その他の二類感染症は、全ての地研で検査が可能である。

iii 三類感染症の検査

腸管出血性大腸菌感染症の検査は、全ての地研で検査が可能である。

iv 四類感染症の検査

- ・コクシジオイデス症、B ウイルス病、リッサウイルス感染症検査は、全ての地域ブロックで検査不可能なため国感研へ検査を依頼する。
- ・黄熱検査は、近畿地区のみが B で地域ブロック内連携により検査が可能である。その他のブロックは国感研へ検査を依頼する。
- ・狂犬病検査は、関東・甲・信・静地区、近畿地区および中国・四国地区が地域ブロック内連携で検査が可能である。他のブロックは国感研へ検査を依頼する。
- ・回帰熱、ニパウイルス感染症検査は、北海道・東北・新潟地区のみが地域ブロック内連携で検査が可能である。他のブロックは国感研へ検査を依頼する。
- ・サル痘、エキノコックス症、ハンタウイルス肺症候群検査は、北海道・東北・新潟地区と関東・甲・信・静地区ではブロック内連携により検査が可能である。他のブロックは国感研へ検査を依頼する。
- ・腎症候性出血熱検査は、北海道・東北・新潟地区、関東・甲・信・静地区および近畿地区ではブロック内連携により検査が可能である。他のブロックは国感研へ検査を依頼する。
- ・ライム病とレプトスピラ症検査は、近畿地区のみが C で、国感研へ検査を依頼する。
- ・野兎病検査は、北海道・東北・新潟地区、関東・甲・信・静地区および東海・北陸地区ではブロック内連携で検査が可能である。他のブロックは国感研へ検査を依頼する。
- ・ブルセラ症検査は、中国・四国地区と九州地区が C で、国感研へ検査を依頼する。
- ・発しんチフス検査は、北海道・東北・新潟地区と